## 令和2年度第2回定例会

# 八王子市教育委員会議事録(公開)

日 時 令和2年4月22日(水) 午前9時30分

場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

### 第2回定例会議事日程

1 日 時 令和2年4月22日(水)午前9時30分

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第15号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処

理の報告について

第2 第16号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子

市教育委員会所管施設の休館に関する事務処理の報

告について

第3 第17号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子

市姫木平自然の家の利用休止に関する事務処理の報

告について

第4 第18号議案 ハ王子市スポーツ推進委員の委嘱について

第5 第19号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立中学校・義

務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択要綱に

ついて

第6 第20号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立小・中学

校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択

要綱について

#### 4 報告事項

・新型コロナウイルス感染症対策の対応について (指導課)

・八王子市における義務教育学校について (指導課)

・市立小学校児童に係る事故への対応状況について (指導課)

・令和2年度(2020年度)八王子「宇宙の学校」の中止について

(こども科学館)

#### 出席者

委

教 育 長 安 間 英 潮 柴 教育長職務代理者 田 彩千子 委 笠原 員 麻里 委 伊 東 員 哲

川島

弘 嗣

教育委員会事務局出席者

員

学 校 教 育 部 長 設 樂 恵 学校教育部指導担当部長 斉 藤 郁 央 学校施設整備担当部長 八木忠 史 育総務課長 渡邊 教 聡 指 導 課 長 大日向 由紀子 教 職 員 課 溝 部 和祐 長 統 括指導主事 野村洋介 生涯学習スポーツ部長 音 村 昭 人 スポーツ振興課長 清 水 秀 樹 义 書 館 部長 小 峰 修司 指導課指導主事 鈴 木 和 宏 教育総務課主査 長 井 優 治 池上 教育総務課主事 光 教育総務課主事 羽山和雅 教育総務課会計年度任用職員 古瀬村 温 美

#### 【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の 委員会は有効に成立いたしました。

これより令和2年度第2回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、川島弘嗣 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

また、今回の会議より当分の間、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことに鑑み、感染拡大防止の観点から教育委員会事務局、管理職の出席について、部長職以外は基本的に付議案件がある管理職に限定する対応とさせていただきます。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和2年度(2020年度)八王子「宇宙の学校」の中止について」は資料配付のみの報告といたしたいと思います。

また、報告事項「市立小学校児童に関わる事故への対応状況について」は、審議 内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 7項及び8項の規定により非公開としたいと思いますが、それぞれについて御異議 ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

- 安間教育長 それでは、日程第 1 第 1 5 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。本案について教職員課から説明願います。
- 溝部教職員課長 それでは、第15号議案について御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、

教育長において事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認を お願いするものでございます。

八王子市教育委員会事務局人事については1枚おめくりいただいて、右側、議案 関連資料を御覧ください。令和2年4月15日付の人事異動について、生涯学習スポーツ部におきまして、菅野文化財課長が医療保険部地域医療体制整備担当課長と して転出いたしました。

なお、当分の間、音村生涯学習スポーツ部長が文化財課長事務取扱をいたします。 なお、地域医療体制整備につきましては、菅野課長のもと、医療保険部内に八王 子市新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームを設置し、市内医療機 関との連携強化、感染者の早期発見に向けた体制整備、軽症者等の受け入れ施設の 確保など、地域医療体制の整備を行うものでございます。

説明は以上です。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。

まず、本案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 御意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第15号議案については提案のとおり承認するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第15号議案についてはそのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第2 第16号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 八王子市教育委員会所管施設の休館に関する事務処理の報告についてを議題に供し ます。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第16号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の休館に関する事務処理の報告について御説明いたします。

八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育 長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき 報告し、御承認を求めるものでございます。

事務処理の内容としましては、教育委員会所管施設につきまして、4月7日開催の第2回定例会、第10号議案におきまして、5月6日まで利用休止の決定をいただきましたところでございますが、その後国は東京都を含む7都府県を対象に令和2年5月6日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を行いました。

これは、既に行われています不要不急の外出の自粛などの新型コロナウイルス感染症対策を法に基づく要請とすることにより、さらに進めていくものであります。

そこで、教育委員会所管施設につきましては、既に施設の利用休止としていました図書館につきましては4月7日に、その他のスポーツ・生涯学習施設につきましては4月9日に、それぞれ5月6日までは施設の利用休止に加え、窓口業務も取りやめて休館とすることとし、できる限りの外出を抑制していただき、感染拡大防止を図ろうとしたものでございます。

これらの施設の休館につきましては、それぞれ教育委員会定例会に諮り、決定するところではございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集される暇がない」の規定に該当することから、教育長において決定したところでございます。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

- 柴田委員 以前お伺いしたのですけれども、図書館の場合は予約本の受け付けなども ここではやらないということなのでしょうか。
- 小峰図書館部長 以前は予約していたのですが、この期間につきましては予約を続けてしまいますとどんどん対応が必要な図書がたまってしまいますので、これにつきましても休止させていただいております。

柴田委員 分かりました。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第16号議案については提案のとおり承認するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第16号議案についてはそのよう に承認することにいたしました。

要望としてちょっと申し上げておきますが、今ちょうど御質問いただきましたような図書館の本の貸し出し、5月7日以降になるのかもしれませんけれども、何らかの方法で、もう長期化することも予想されますから、予約をしてそれをお渡しするというようなこと、どんな方法でも何か市民の要望に応えられるのかどうかをぜひ所管で、ここで検討していただきたい。

また、それに付随して5月7日以降学校がどうなるのか分かりませんけれども、 子どもたちが学校にある本か何かを貸りたいとか、そういうことがあったら対応で きるように、そんな手だても打っていただきたい。本に関しては要望を述べておき ますので、ぜひ検討してください。

また、先ほどの人事の中でも、非常事態ということでお話しされましたが、郷土 資料館の移転に関しては喫緊の課題なものですから、ぜひそちらに遺漏がないよう に、部長に負担がいってしまうかもしれませんけれども、緊急事態であってもしっ かりとやらなければいけない事というのはあると思うのです。ぜひ、そちらのほう、 もし必要であったら部内で人を融通するなり何なりしてでも、やらなければいけな いことは着実に進めるように、ぜひ所管のほうで検討しておいてください。

安間教育長 それでは日程第3、第17号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止 に向けた八王子市姫木平自然の家の利用休止に関する事務処理の報告についてを議 題に供します。本案について生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第17号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防

止に向けた八王子市姫木平自然の家の利用休止に関する事務処理の報告について御 説明いたします。

先ほどの第16号議案と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組 に関する議案でございます。

国が行いました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、長野県にあります姫木平自然の家につきましても、4月9日から5月6日までの期間、施設を利用休止とし、できる限り外出を抑制していただき、感染拡大防止を図ろうとしたものでございます。

この施設利用の休止につきましては、教育委員会定例会に諮り決定するところではございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の、「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集される暇がない」の規定に該当することから、教育長において決定し、同条第2項の規定に基づき本定例会において報告し、御承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

私のほうから 1 点、この休止した期間に学校のほうの移動教室は入っていましたか。

安達生涯学習政策課長 この期間は入っていません。

安間教育長 これも先ほどの話と同じで、長期化することがある程度予想されますから、5月6月の小学校が姫木平を利用しているという場合なのですけれども、おそらく今の状態が続いていくようだと、その移動教室も中止になると思うのです。そうなった場合に、まずは秋口にできるように予約してある小学校の移動教室ができるような日程のスケジュールの配慮を考えておいてもらいたいし、同時に、他の施設を使う場合に保護者負担がかなり多くなっているはずなのですから、そこら辺の手だても、今から考え始めておいてもらえませんか。

安達生涯学習政策課長 まず、姫木平自然の家の予約状況ですけれども、今現在、1 0月いっぱいは新規の予約を停止しているような状況で、6か月前から予約は受け 付けできますので、11月の分も予約は停止しようというふうに考えております。

- 安間教育長 逆に言うとそこで、停止したことによって空いているから、学校が延期 せざるを得なくなった場合は優先的に入れられるとか、そういうふうに考えて良い のですね。
- 大日向指導課長 先日の校長会の移動教室対策委員会において、7月20日までに予 定している移動教室については希望調査を再度行って、それ以降に延期するという ことで今動いているということです。
- 安間教育長 はい、分かりました。

収まればの話ですけれども、子どもたちにとっては本当に貴重な機会ですので、 フル回転をさせてでも、子どもたちのそういう機会を確保できるように今から準備 をしておいてください。

よろしゅうございますか。それでは、御意見をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。只今議題となっております第17号議案については提案のとおり承認するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第17号議案についてはそのように承認することにいたしました。

- 安間教育長 それでは日程第4、第18号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱に ついてを議題に供します。本案についてスポーツ振興課から説明願います。
- 清水スポーツ推進課長 それでは、第18号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱 につきまして御説明申し上げます。

昨年度、2月27日の教育委員会第19回定例会におきまして、スポーツ推進委員41名の委嘱を決定させていただいたところでございますが、その後、小川重孝氏につきまして追加の推薦がありましたので、令和2年5月1日付で委嘱したくお諮りするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、議案関係資料を御覧いただきたいと思います。

1、スポーツ推進委員の職務ですが、スポーツに対する市民の関心及び理解を深

めることや、スポーツの実技の指導及び助言を行うことなど、記載のとおりでございます。

2、選出基準につきましては、市内各地区の総合型地域スポーツクラブ又はそれに準ずる団体などからの推薦のほか、公募により選考することもできることとしております。

次に、3、任期でございますが、令和2年5月1日より令和5年3月31日までとなっております。なお、スポーツ推進委員の定員は規則により49名でございますが、ここで付議いたしました小川氏を含めまして、男性23名、女性19名の合計42名となる予定でございます。

最後に、スポーツ推進委員の主な活動につきましては裏面のとおりでございます ので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

確認なのですけれども、定員が49名ですから、まだ8人空きがあるということですよね。ぜひ、色々な方々の力を借りられるように頑張ってください。

よろしゅうございますか。

御意見もないようでございますのでお諮りをいたします。

只今、議題となっております第18号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第18号議案についてはそのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5、第19号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立中学校・義務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択要綱について、及び日程第6、第20号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱については相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について指導課から説明願います。

野村統括指導主事 初めに、第19号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立 中学校・義務教育学校(後期課程)使用教科用図書採択要綱について御説明いたし ます。

現在、市立中学校では平成27年度に採択した教科書を平成28年度から使用しております。通常、教科書は4年ごとに採択を行いますが、新学習指導要領との兼ね合いから5年目の今年度も同一の教科書を採択し、使用しております。

今回は令和3年度から実施が予定されている新学習指導要領にあわせて、中学校 使用教科用図書について新たに採択をすることとなります。

教科書採択につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱は教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。採択の方法につきましては、要綱第5条第2項にございますとおり、教科書を1種採択いたします。

なお、今回より道徳が追加となっております。

採択にあたりましては、対象となる教科書について調査研究が十分行われるよう、 資料の作成につきましては、第5条第4項にございますとおり、教科用図書選定資料策定委員会において資料を作成し、その報告を参考にしながら採択することとしております。具体的には、教科用図書選定資料策定委員会のもとに教科別調査部会を設けて調査を行ってまいります。

このほか、教科書センター等におけるアンケートを参考にしながら資料作成委員会が資料を作成します。なお、協議当日、資料作成委員会からの報告の際は、アンケートの内容を伝えるものとします。各学校の調査研究につきましては、法的に定められていないことから、近隣の実態における実施状況及び、今般の新型コロナウイルス感染症対策に鑑み実施しない事にいたします。ただし、文科省通知にもあるように、調査員等が作成する資料等については、採択権者の判断に資するよう、一層充実したものとなるよう、より幅広い視点からの意見を反映させることとあり、これを担保するために、簡易的なアンケートを実施する事といたします。

また、教科書展示場所については昨年度の小学校、義務教育学校、全日課程の教 科書採択より日本語が追加されたことにより、教育センターに加えて新たに八王子 駅南口総合事務所でも展示を実施しております。

本年度も引き続き、こちらでもアンケートを実施する予定でございます。実施に あたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底してまいります。

採択の時期につきましては教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない事となっております。

現在のところ、国から縮小の指示はなく、東京都の認識といたしましても例年ど おり実施する方向で差し支えないとの回答を得ています。

これを踏まえ、7月29日の定例会にて御協議いただき、8月12日に決定いただく予定です。具体的には、7月29日は各教科種目について調査部会からの報告、質疑を10分程度で行い、この日だけで協議を終了させる予定です。

なお、各委員は個別に質問がある場合、次回の8月12日までに事務局に確認しておき、8月12日は各種目について意見投票のみ、各10分程度で行う予定としています。大変短い期間での日程となっております。その中で委員の皆様にできるだけ多くの考える時間を確保し、また教科書採択に係る議事進行を円滑かつスピーディーにしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、第20号議案 令和3年度(2021年度)八王子市立小・中学 校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について御説明いたします。

本要綱は、令和3年度から八王子市立小・中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級において使用する教科書の採択について、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

第4条、採択の基本方針でございます。

特別支援学級におきましては、使用する教科書について、特に支障があり、これよりすぐれたものがある場合のみに採択替えを行うことができるものとされているため、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が策定した教科書目録に登載されている教科書、通常学級で使用されている教科書、いわゆる検定本になりますが、以外の図書について、本要綱に基づき採択するものでございます。

次に第5条、採択の方法でございます。

第2項にございますとおり、教科書の採択に当たっては、従来の研究の成果や教 員及び保護者等の意見を反映させ、公平かつ適正な採択を実施するものであります。 そのため、第19号議案でも御説明申し上げましたが、中学校・義務教育学校後期 課程使用教科用図書と同様に進めていきます。

まず、第3項にございますとおり、教科用図書選定資料作成委員会を置き、資料を作成し、その報告を参考にしながら採択することとしております。また、同じように、教科用図書選定資料作成委員会のもとに調査部会を設けて調査を行ってまいります。なお、協議当日の資料策定委員会の報告の際は、特別支援学級使用教科書の採択理由として、該当児童生徒の特性を随所に盛り込んで説明するものといたします。

最後に、採択の時期につきましては、こちらも教科書を使用する年度の前年度の 8月31日までに行わなければならない事となっております。7月22日の定例会 にて御協議、決定いただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

各案について御質疑はございますか。

笠原委員 確認させてください。

義務教育学校の後期課程というのは、従来の中学校と同じ学年というふうに捉えさせていただけるものと思いますけれども、その際に、義務教育学校だから小学校からずっと同じ学校にいるということになると思うのですけれども、その際、先生方が教える現場で教科書に一貫性や何かについて配慮する必要がないのか、例えば、そうなると、中学校の義務教育学校は一種類の同じ教科書ということになると思うのですけれども、そういうようなことに今問題はないのか、問題というか、皆様の経験上どういうふうに捉えられているのかを教えていただければと思います。

野村統括指導主事 義務教育学校におきましても学習指導要領に示された内容は各学年ごとに定められており、そこを確実にやっていくということについては変わりはございませんので、教科書の内容を教えていくということになります。ただし、指導の内容、指導方法については学年区分等で4、3、2という形をとりまして、指導方法自体を工夫し、円滑な接続が図れるような、そういうふうな取組で実施していくのが義務教育学校でございますので、学習内容的、教科書自体につきましては従来のもの、その学年に応じたものを使うということで問題はないということにな

ります。

以上でございます。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

それでは私のほうから何点か。

市民の声や、実際に使っている学校の先生方の声というのは非常に参考になる御 意見だと思うのです。この議案のとおりで行くと資料作成委員会のほうでそれを取 り上げてもらって反映、そういうことですよね。

新型コロナウイルスの関係があって、閲覧場所などに制限があるかもしれないけれども、なるべく縮小しないで何らかの工夫をして、市民の方、また学校の先生たちも閲覧できるような場所への工夫というのが必要かなと思いますが、今何か考えていることはありますか。

- 野村統括指導主事 やはり、市民の方の閲覧場所については昨年度より八王子駅南口総合事務所を増やし対応してまいりました。また、各学校からのアンケートに対応できるように、こちらのほうといたしましては、各学校に教科書を届ける等の対応をし、教員の先生方に教科書を見てもらい、アンケートに書いていただく時間を確保する等の取組をこちらとしてはしてまいりたいと考えているところでございます。
- 安間教育長 閲覧場所の三密を避けられるような工夫を今から考えているのかと思って聞いたのですけれども。
- 大日向指導課長 南口総合事務所で行う期間が、都知事選の期日前投票と同じ日程で 重なっておりまして、昨年度よりは少し閲覧場所のスペースは狭くなります。ただ、 人が多く来る時間帯というのが非常に限られた時間になりますので、そこの時間帯 を周知するとともに、椅子の配置等を工夫し、場合によっては入場制限等を設けて いきたいと思っています。
- 安間教育長 ありがとうございます。ぜひそういった工夫をしてください。

市民の方々や学校の先生の意見というのは、どの出版社が良いというような意見ではなくて、どういう指導をしたいからこういう中身のものをという、中身のほうの意見なのだということを周知してくださいね。何々を教えなくてはいけないからとかそういう話だったら、全社学習指導要領に沿った中身だから全部網羅されているはずなので、イデオロギーが絡むような話ではなく、こういう指導を我が子には、

八王子の子どもたちにはしてもらいたいのだ、そんなような思いが伝わるような意 見集約を心がけてください。

また、言わずもがなですけれども、特別支援学級で使う教科用図書に関しては、これはもう子どもたち一人ひとりの状況に応じた本当に適切なものを、これに関してはぜひもう一歩踏み込んで、保護者の意見もきちんと代表である調査委員の先生たちが把握できるように、ぜひ配慮していただきたいと、注文しておきます。

よろしゅうございましょうか。

それぞれの意見をいただきたいと思います。

伊東委員 採択要綱につきましては、これでぜひお願いしたいというふうに思います。中学校の教科書採択というのは4年に1度ありまして、教科によってはその取り扱う内容に微妙な問題もあったりして、教科書採択を行っていく上ではなかなか、色々な意見が錯綜してくるという、そういったことが考えられますが、先ほどの採択要綱のところの第2条のところにもありますように、この教科書の採択というのは教育委員会の職務の中で最も重要な職務の1つであると、公正中立の立場で教科書採択が行われていかなければいけないということがありますので、ぜひ、採択をするのは教育委員、あるいは教育委員会においてはその採択業務が静謐な環境を、ぜひ確保していただくというようなことで、教育委員会の主体性とか、自らの権限の中で教科書採択ができるという、そういったものを担保できるような取組をぜひ教育委員会事務局においても行っていただければありがたいと思っております。

以上です。

安間教育長 他に御意見ございませんか。

よろしゅうございますか。原案賛成で、その上での対応の事務に関する要望があったというふうに事務局のほうは受けとめてください。

それではお諮りをいたします。

只今、一括議題となっております第19号議案及び第20号議案については提案のとおり決定ということに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第19号議案及び第20号議案についてはそのように決定することにい

たしました。

安間教育長 続きまして報告事項となります。

指導課から続けて2件報告をお願いします。

野村統括指導主事 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う対応について御報告いたします。

市立小・中学校及び義務教育学校で4月13日(月)より臨時休業延長期間に入っております。各学校では臨時休業延長期間に入る直前の4月10日(金)までに教科書等配付日を設定し、子どもたちに教科書や課題を配付いたしました。

私も実際に小学校を訪問し、その様子を確認してまいりました。訪問した学校では生徒が曜日ごとに学年を分け、さらに1学級を数名ずつに分けた時差登校を実施し、正門での教員による声掛けや、昇降口での徹底したアルコール消毒をしておりました。

教室では教員、学年の副担任、他学年の教員が連携して、三密に配慮しながら生徒の受入れを行っていました。担任が数名の生徒に対して丁寧に声掛けをしながら教科書を配付して、学年の副担任が生徒ごとに課題を出せるようにしています。

他学年の教員は生徒が退出後、次の生徒が入室するまでの間に教室内の消毒を行っていました。このように、各学校では管理職も含めた教職員全員が力を合わせ、生徒たちの安全と感染拡大防止に最大限の配慮を行いながら臨時休業延長期間に向けた取組を行っていました。4月13日(月)以降についてですが、市教育委員会では子どもたちの家庭での学びを支援するために八王子市のホームページにこどものおうえんページを作成いたしました。こどものおうえんページには学びのためのおすすめサイト、英語音声教材「えいごでどういうの?」、八王子ベーシック・ドリルを掲載し、各学校のホームページからのリンクとして見られるようにしております。また、前回の教育委員会定例会の際に御助言をいただきました、児童生徒が教科書を活用した探究的な学習を行うための例を、小・中学校の各教科についてお示ししております。今週、4月20日(月)からは教育長メッセージ、「頑張る皆様を応援します」を各学校のホームページで掲載しております。

さらに、新たな取組として各学校のホームページから、学校から子どもたちにメ

ッセージを伝えたり、学習支援を行ったりするための動画を配信できるシステムを 構築いたしました。

その一方で、各学校もホームページを活用して、工夫を凝らした取組を開始しております。4月13日(月)以降、毎日全教職員が順番で子どもたちに向けたメッセージを掲載している学校、自宅で学習ができるように家庭学習用の時間割と毎時間の学習内容を掲載している学校などがございます。

先ほど御紹介いたしました動画配信システムを活用して、校長や学級担任等から子どもたちに対するメッセージ、家庭でできる簡単な体操やストレッチを動画配信している学校もあります。

多くの学校に共通して言えることは文章であれ動画であれ、教職員一人ひとりが 子どもたちに対して「みんな元気にしているかな、みんなのことを大切にしている よ」という気持ちを込めたメッセージを伝えており、これらの取組はすばらしいも のであると認めています。

また、動画や写真メッセージを拝見した子どもたちからは、「担任の先生や知っている先生が登場して嬉しかった」という感想や、こま回しの動画に対して、「先生と同じように上手にこまを回せるようになりたい」と言った感想もいただいております。

臨時休業延長期間は5月6日(水)まで継続されますので、市教育委員会として 今後も各学校の取組を支援していくとともに、3月からの臨時休業期間が長期化し ていることから気になる児童生徒の状況の把握を丁寧に行っていきたいと考えてお ります。

最後に、臨時休業期間終了後の5月7日(木)以降につきましては、今後の国及 び東京都の動向を踏まえた判断が必要となってまいりますが、今後の方向性が示さ れた時点で各学校がスムーズに教育活動を再開できるよう、教育委員会として最大 限の支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。また、学校に対して休校中の学習指導、

特にこの動画配信とかインターネットを活用した取組、こういったものに関して非

常に工夫をされて、対応していただいていることに感謝申し上げたいなと思っております。

そういった御努力は重々分かるのですけれども、小学校から大学生までを含めて、受け取る方のネット環境の問題とか、そういった受ける側の教育環境と言いますか、そういったものが問題になってきているというふうに言われていますので、そのあたりについては何か、把握と言いますか、されているのか、あるいはそういった把握をされて、もし課題のある家庭に対しては何らかの対応を、限界もあると思うのですけれども、取れるものがあるのかどうなのか、お伺いしたいなと思っております。

- 野村統括指導主事 各学校におきましては、ネット環境があるなしのところについては全家庭に調査をしておりまして、それで、家庭環境にそういうものがない家庭につきましては把握をしております。その家庭につきましては個別に、それこそ電話やそのような形での対応をとるということで、家庭の中でのICT環境については、十分確認した上で対応をするようにという形で今、取組を進めているところでございます。
- 渡邊教育総務課長 ハードの環境整備につきまして、4月の補正、6月の補正という ことで国及び東京都からつい最近でございますが、資料提供などがございました。 私どもも今後しっかり準備を進めて、決定前に御報告できればと思っております。 伊東委員 貴重な情報をありがとうございました。

本市でもGIGAスクール構想とか、色々やられていく、そういったことだと思いますけれども、ぜひ、できる限り前倒しで、子どもたちへのパソコンと言いますか、タブレットでも、それを前倒しに一人一台、そしてそれを家庭に持ち帰れるような、そのような対応というのを、急ピッチで進めていただけるとありがたいと思います。あわせてネット環境の改善ということですね。

もう1点は、やはり子どもたちの心のケアの問題で、例えば、家に居場所のない子とか、色々なバックグラウンドを持っているお子さん、こういった子どもたちへの対応というのも、これも本当に限界はあるかと思いますけれども、こういったものを、子どもたちへの支援といったものも、これはもうお答えいただかなくて結構ですけれども、やっていただいていると思いますが、ぜひ学習面の指導とあわせて

学校の中で御対応いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いしたいと 思います。

安間教育長 ありがとうございます。他に御質疑はございますか。

- 柴田委員 現在、子どもたちに向けて家庭学習の課題が各学校、各学年ごとに出されていると思いますけれども、こちらのチェックというのは5月7日以降、学校がもし再開になったらその時にまとめて担任の教員が行うということになっているのでしょうか。
- 野村統括指導主事 今お話があったとおり、現在登校日を設定しておりませんので、 そういうことにつきましては登校日、再開した後という形になりますが、ただ個別の、気になるお子さんなどにつきましては個別に各学校で対応しているところでございます。
- 柴田委員 例えば、学校が再開になってから、この何十日間かの学習課題のチェックを一人の担任の教員が全教科、小学校の場合はやるのは大変だと思いますので、そういう時に何かしらスクールサポートスタッフとか、うまく動けるような仕組みを作っていただいて、子どもたちの学習課題、しっかりと休み中の学習課題を見てあげられるような支援をしていただきたいと思います。

安間教育長 他にございましょうか。

笠原委員 本当に各学校の先生が教室中をアルコール消毒するとか、本当に丁寧にやっていただいていて、子どもたちも安心してできるようにサポートしていただいていると思っています。

先ほど伊東委員からあった心のケアについて、たまたま専門家ですので、3点ほど先生方にもし伝えていただけることであればお伝えいただければと思っています。

1点目は、子どもに対する正確な情報を与えるということの大切さです。これは例えば、今ニュースとか緊急事態宣言とか自粛とか、怖い文字がいっぱい並んでいて、小学生ぐらいだととても不安になっている子もいるのですね。僕たち何もできなくなっちゃうのとか、そういうことをとても窮屈に感じている子たちがいます。それから、熱があったら学校に来ちゃだめだよとかというのも、これがステイグマみたいになっていて、熱があって学校に行っちゃだめというのはコロナだからだということになって、あだ名がコロナとついたりとか、そういういじめのようなこと

が当然、こういう時ってよく起こりやすいもので、熱があったら学校に行かないというのはみんなを守るためなのだ、友達を守るためなのだよと言うようなことをき ちんと子どもたちに伝えていくというような正確な情報も大事だと思います。

それから、これはマスクの買えない子ども、手に入らない子どももやはりいると思うのですね。学校に来るとマスクをしていないだけで、もしかしたらいじめられるかもしれない。そういった子どもへの何らかの配慮、例えば、学校に手づくりマスクでも置いといていただいて、先生にお渡しいただくとか、例えば、そういうことができないかどうか、ちょっと御検討いただいておいたほうが良いと思います。

2点目は、家族が凝集することのリスクです。もうあちこちで報道されていますが、D ですとか、それから虐待が増えるということが言われています。実際に、家の中で、そもそも日本の家屋は狭いですので、狭い家の中に子どもたちが全員と、何ならお父さんもお仕事を休んでお家にいるというようなことで、一家全員いますと、イライラします。誰かしらがイライラしています。そのイライラに、また大人がそれを叱るみたいなことが起こっていると、非常に家の中が殺伐としてしまうんですね。また、それを避けようとして思春期ぐらいの子は部屋にこもったりとか、自分の世界に入り込んでいる子もいると思うんですが、それは1つの回避方法なので、悪いことではないんですが、親としては心配になるので、「何しているの」ということになって、ますますややこしいことになりやすいので、この子どものイライラしている状態に対しては、やはりそれを何とかしようというよりは、それ以外の視点を持つこと。例えば、家族皆でたこ焼きパーティーをするとかトランプ大会をしてみるとか、何かそういう全然イライラとは関係のないところで少しなごんでいくみたいなことは、少し知恵を絞っていただく必要があると思っています。

こういう家族の凝集性に関するリスクがあること。それ自体はどの家でも起こる ということですね。決して特別な家だけに起こる問題では全くないです。

3点目は、仲間とのつながりを持つこと。先ほど、伊東委員もおっしゃっていましたが、SNSなども今までは余りだめよだめよと言っていたかもしれないけれども、それでしかやはり今、仲間とつながれないので、特に年長の子たち、中学生以上の子なんかは、それでやっとクラスの子たちと関係を保っているという子も結構いますので、それに関する子どもたちへのそういう時間を持つことを悪いと言わな

いで、でもやり過ぎていたり、実際飽きています。それも飽きています、子どもたちは。それすら飽きてしまっているので、色々なことを家庭の中で気分転換できるような方策を採るということが良いかなと思います。

ちなみに、子どもたちのやり方としては料理を作っている子はとても多いですし、 それからあと、作曲しているという子もいました。宿題をやってもつまらないから 作曲をやっているという子もいました。小説を書いている子もいました。そのよう な、色々なやり方があると思うんですね。子どもたちの過ごし方みたいなことも含 めて、仲間との関係を切らないということも応援してあげられると良いかなと思っ ています。

最後にちょっと番外編なんですけれども、実は施設に入っている子もいます。養護施設とか、それから知的障害者施設とか。こういう施設は今、ほとんど面会禁止になっていて、親に会えません。もともと親に会えない子たちも多いんですけど、本当に親に会えなくなっているんですね。ですので、そういうところにいる子どもたちの、やっぱり閉塞感があることを知っていていただいて、学校の先生がそういう子たちが学校に来た時に、そういう状況に置かれていたんだなと、想像を働かせていただくということが大事かなと思いますので、当然ですけど、多分そういう施設に入っている子たちがしてくる手づくりマスクは施設の職員さんが作ってくれたものだと思いますので、お母さんには会えていないので。ですから、そういうようなちょっと言葉の配慮とか、「お母さんが作ってくれたの」なんて言うと、それは悲しいことになってしまうかもしれないということで、そういうようなこともちょっと知っていていただいて、学校の先生が子どもたちと会う時に配慮していただける材料にしていただけたらなと思います。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。大変貴重な御助言ですので、正確に言葉を起こ して、メールで学校に情報提供してください。今のお言葉、そのまま文書にして学 校にお伝えしましょう。

他にございませんか。

私のほうから 1 点。冒頭にあった伊東委員からのネット環境の話なんですけれど も、常々私、今の時代のICTの問題というのは、かつての子どもたち全員に教科 書を配ったのと同じ位置づけなんだということを色々な場面で申し上げております。 教科書やノートがなかったら、勉強なんて先には進まないんだろうというのが現実 だと思います。

今、事務局のほうで頑張ってくれていて、動画配信や、色々なメッセージを配信 していますが、それを見られなかったら、子どもの教育に対する責任というのがや っぱり我々は果たせないんだろうなと。だからこそ、学校にあるものを貸し出せな いかといって思ったんですけど、学校の今の機種は外に持ち出せないようになって いるんです。かつて機器を入れ替えた時に、それを持ち出せるように作っておけば というのは、つくづく、今、私は後悔しているぐらいなんです。

ぜひ、子どもたちのネット環境のある、なしに関わらずに不利益を受けるという ことがないような施策を全力で取っていきたいなと。

国や都の援助策もあると思いますから、それをどんどん積極的に活用して、それでそういう不利益を受ける子どもが一人でもいなくなるような環境を、ぜひ作っていきたいなと。これは、恐らく教育委員一同の思いだろうと思うので。

色々な御意見もあるのかもしれないけれども、私はやっぱり、いざ、この事態になってみると、子どもたちが持ち帰られるようなパソコンがあったとするならば、家にWi-Fiがついていないとか、機器がない子どもに、どんどん貸し出してあげられたのにということを、今痛恨の極みであるということは申し上げておきたい。

一方で、私が申し上げたとおり、このICT環境というのは、教科書やノートの代わりで重要なものであるけれども、では子どもたちに教科書やノートを渡しておけばできるのか。そんなものでないというのは、自明の理だと思うんですよ。そもそも、教科書とノートさえ渡しておけば子どもたちの学習が確保できるというのであったら、学校はいらないわけで、教育の基本というのは、やっぱりそうではないと。それが、先ほどの話にあったような、心のケアの問題であったり、子どもたちの結び付きであったり、学び合いであったり、そういったことを、このICT導入というものは、それを否定するものではないんだということを改めて学校の役割、ここで各学校の先生たち、自分たちの腕の見せ所だと、ぜひ励ましてあげてください。物事を覚えたり、計算ができるようになると、これは基礎・基本として大事なことかもしれないけど、そのことで教育が終わっちゃっていますという話では、私

はないと思うんです。

ぜひ、それと表裏一体になるということで、学校の先生たちの力をここで大いに 発揮をしてもらいたいなと。ICTがあるから良いんじゃなくて、ICTを使って。 よく言いますよね。教科書を教えるんじゃなくて、教科書で教えるんです。その教 育の原点に戻って先生たちに頑張ってもらいたい。

恐らくこれ、先ほどの件でも言いましたけど、長期戦に私はなると思うんですよ。5月7日から、じゃあ急に普通どおりの新学期が始まるかというと、私はそんな楽観的には見ていない。そうなってくると、ますます次のフェーズと言いますか、連休明けにどういった形で子どもたちの学習をきちんと保障していくのか、それはやっぱり我々にとって喫緊の課題だろうと。ぜひ、そのことを視野に入れて、2週間ありますから、徐々にとにかくこの一週間で動画の配信や何を、どんどん進めてくれている、それはもう本当にすばらしいと思います。だからこそ、この次のステップでどんなことができるのかを、ぜひ前向きに検討してもらいたい。要望として出しておきます。

よろしゅうございますか。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の対応について、報告として承らせて いただきます。

安間教育長それでは、引き続き指導課から報告願います。

野村統括指導主事 それでは、八王子市における義務教育学校について、お手元に配付した資料に基づいて御説明させていただきます。

まずは、このたび、八王子市初の義務教育学校が4月に八王子市立いずみの森義 務教育学校として開校いたしましたことを、御報告いたします。

開校式当日、午前8時50分、前期課程校舎の校庭に新2年生から新9年生までの、およそ900人がそろい、中村副校長が開校の宣言を行いました。

最後に、石代校長が「つながり」をテーマに、9年間の仲間同士の縦のつながりと、地域としての横のつながりを大切にしていこうと述べ、閉式いたしました。

このような状況下であることから、出席者、内容、時間、場所の変更等、さまざまな対応がございましたが、晴天のもと、無事に開校式を行うことができました。

それでは、資料を御覧ください。八王子市の義務教育学校について、一般的な義 務教育学校の概要から、八王子市の義務教育学校の特色について解説しております。

まず、学年区分と発達段階の捉え方として、八王子市の義務教育学校は、義務教育9年間の学年区分を基本的に、4、3、2に分けます。1年生から4年生までを1期、5年生から7年生までを2期、8、9年生を3期とし、そのメリットとしては、小学校から中学校へ移行する6、7年生の間をまたがる区分を設けることで、前期課程と後期課程の教員がより共同して教育活動を行うことができるということです。

また、前期課程から後期課程へと円滑に移行できることから、一般的に中学校で 進学した後に顕在化するいじめや不登校などといった、いわゆる中一ギャップの軽 減が期待できます。教員の協働性の発揮と、中一ギャップの軽減などは、子どもた ちの学校生活の安定につながり、それは資質能力の伸長に直結すると考えておりま す。

次に、義務教育学校の学習指導についてです。授業スタイルとしては、第2期の5年生から教科担任制を敷き、教師の専門性が発揮されることで授業の質を高めていきます。また、教科担任制が敷かれることで、縦と横のつながりが生まれ、教師の児童・生徒理解につながりが持てます。

もう1つ特徴的なところを挙げさせていただきますと、5年生から定期テストを実施していくことです。定期テストを導入することで、学習の定着度を測ることができ、課題に対しては学年を超えてフォローすることができます。また、定期テストの実施は中一ギャップの軽減にもつながります。前期課程のうちから徐々に後期課程の学習分科を経験することで、円滑に後期課程の学校生活を送ることができるようになります。

次に、義務教育学校の生活指導についてです。先ほどから述べておるとおり、義務教育学校は9年間の系統的、継続的な指導ができます。1つの学校としての教育目標及び目指す児童生徒像を共有することができ、第1学年から第9学年の教職員同士が綿密な連携を図ることができます。これは、確かな児童・生徒理解につながり、一人ひとりの実態に合った生活指導を行うことができるようになります。

児童・生徒同士の視点からは、9学年の児童・生徒が1つの学校でともに生活す

ることで、下の学年は上の学年を自分の成長モデルとして憧れの気持ちを持つようになります。1年生にとって上学年ということはもちろん、6年生にとっての9年生への憧れの心を醸成することもできるのではないかと考えております。義務教育学校の大きな強みであるともいえます。上学年にとっては、下学年に成長モデルを示すチャンスが多くあることで優しい気持ちが育ち、自尊感情の向上にもつながっていきます。

最後に、義務教育学校の特別活動についてです。前期課程の児童と後期課程の生徒が一緒になって学校行事に参画することができ、他には見られない、よりダイナミックな学校行事を行うことが可能になります。後期課程の合唱コンクールに前期課程の児童の有志が参加したり、運動会に向けた取組で後期課程の先輩が手本を示したり、活動の幅が大きく広がります。

また、さまざまな行事や地域の方々との交流において、前期課程の児童会と後期 課程の生徒会が共同し、学校の中だけでなく、大きな地域を巻き込みながら活動す ることも可能になります。

4月から開校いたしましたいずみの森義務教育学校、また次の義務教育学校として開校予定の第二小学校、第四中学校の動向や活動報告等については、今後も機会を捉えてお伝えしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑をいただきたいと思います。

伊東委員 御説明ありがとうございました。義務教育学校についての概要はこの資料で分かりましたけれども、いずみの森に関してはもう動き出しているということですので、この形でぜひやっていっていただけると、ここに書かれている内容をうまく実現できるような学校運営、学校経営をぜひ願っているところでありますけれども、本来、新しい学校を作っていく上では、この学校の、例えば義務教育学校の目標というのは一体何か。学校の教育目標は何かということですね。

あるいは、なぜこうした義務教育学校を作っていくのかという設置の趣旨とかで すね。それから、子どもたちの育成すべき資質能力といったものは一体どういった ものになるのかという、そういうかなり本質的な議論というものを、十分踏まえて いく必要があろうかと思っております。

今、お話をいただいたことというのは、もちろん内容的には分かるんですけれど、 ある意味では方法論的なことが、今のいずみの森の御説明の中では多かったのでは ないかと思っておりまして、もう少し骨格となる、コアの部分というか、その部分 の議論というものを今後も進めていく必要があると思っております。

義務教育学校を作る上で一番やってはいけないことというのは、例えば統廃合をしていくために義務教育学校を作っていくというような、箱物を前提とするような作り方ではなくて、そこで実際に指導していく教育のあり方とか内容といったものを十分踏まえた上で、だからこういう学校、こういう構造の学校を作っていく、そのような手続と言いますか、そういうステップが本来義務教育学校は、新しい校種の設置ということで重要ではないかと思っておりますので、この八王子市における義務教育学校についてという、そういう御報告でしたので、いずみの森だけに言及したお話ではなくて、今後の義務教育学校全般に関わるような意見をあえて言わせていただきましたので、何らかの参考にしていただけると大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

安間教育長 大変重要な御指摘だと思います。

他に御意見ございますか。あるいは御質疑ございますか。

- 川島委員 単純に義務教育学校は何かという説明を、なかなか保護者の方にする機会が少ないのかとは思っていて、小・中学校とは何が違うのとかと言う保護者の方はいっぱいいらっしゃるんですね。そのところは、この資料を皆さんに、市民の方に配るということなんですか。
- 野村統括指導主事 やはり、広く周知をしないといけないという声はいただいています。なので、より保護者の方に分かりやすいものという形ということで、こちらのほうは、周知できるものを作っていきたいと考えております。これは今、定例会でお示しさせていただいたもので御意見をいただきまして、より周知に必要なもの、先ほどの伊東委員の意見も踏まえた、そういうところも踏まえたものに、こちらのほうとしては作り直し、周知できるものをということで作っていきたいと考えております。

川島委員 分かりました。ありがとうございます。分かりやすい形でやっていただけたらなと思うのと、あと保護者からすると、例えばよくある質問のQ2で、「プラス5分のゆとりがあります」というふうにありますけれども、では義務教育学校じゃないところに通っている子どもは損をするのかというように、多分逆に捉えてしまう保護者の方もいらっしゃると思うんですね。だから、その辺のところも含めてきちんと考えてあげる必要があると思っています。

あと、中学校の学校選択制との兼ね合いを多分心配する保護者もいっぱいいらっしゃると思うんですね。そこの絡みも、丁寧な説明が必要なのではないかなと思います。

以上です。

安間教育長 他にございませんか。よろしゅうございますか。

今、川島委員のほうからも御指摘がございましたけれども、こういった形で説明していく時に、何が分かりにくいのかということを明確にしておくというのは、ものすごく大事なことだと思いますから、それはこれから先に取り組んでもらいたい。と同時に、伊東委員から非常に重要な御指摘があったわけですね。これはどう説明していくのか。なるべく、分かりやすくという形で、こういう場面はこういうふうにやるんですよというような形で説明していくという資料にはなっているんですが、もっと大もとの、そもそも義務教育学校のカリキュラムってどういうふうになるべきなんだ。八王子市における義務教育学校といったら、どういったものを目指して、どういうような骨格になっていくのかというのを、今回この新型コロナウイルス感染症の関係で、相当授業が遅れていますよね。この夏休みなんかも一生懸命授業をやっていかないといけない。改めてふと思った時に、学校のカリキュラムって、絶対やらなきゃいけないようなもの、骨格になるようなものって何なんだろう。それをやっぱり、この機会にちゃんと見直さないといけないのではないかということは、すごく痛切に感じたんです。

先ほどもICTの活用のところで申し上げましたけれども、計算の習熟や、漢字の習熟というのであれば、ある意味、一回で習得できる子がいるとすると、学校のカリキュラムの骨格は、何なんだろうと。今、各学校で色々な声を聞いていますけど、これでは授業時数が足りなくて教科書が終わらないんじゃないかとか、何か授

業時数の問題であったり、教科書が終わるか、終わらないかという問題に来ていて、いやそうではなくて、もっと本質的なことってあるのではないのかと。この部分というのは、例えば私が先ほどちょっと言ったけれども、ものを覚えるだけではなくて、人と議論をして積み重ねていくとか、もしくは人と協働して何かをやり遂げるとか、そういったような教育の本質というか、学校教育がなぜここにあるのかというような、本質というのを問い直す機会に、たまたまですけれども、この新型コロナウイルスの関係でなっているのではないか。

そう思うと、方法論でいずみの森義務教育学校を今スタートして、これからもずっとやっていくわけだけれど、八王子市における義務教育学校というのはこうあって、このような骨格で何を目指していくのだというような検討会を、今からでも良いからもう一回立ち上げて、それでいずみの森の検証もひっくるめて、いずみの森でこのような教育活動をやっているけれども、ここにこういう効果があって、これが教育の本質なんだという、そういう議論を一回しても良いんじゃないかと思うんです。

そうでないと、伊東先生がおっしゃるとおり、箱物を作って、それできれいな教室でじゃあ皆でやりましょうというだけの話になって、色々問題が起こって、それについてはこうやりますよって。これはこのペーパーの中に全部答えはあるのだけれども、では本来これは何を目指していくのかという議論を、一回立ち止まってしても良いのではないか。場合によってはいずみの森の教職員、管理職も入った上で、有識者を集めて、八王子市の義務教育学校は何だというような、大もとの検証委員会みたいなものを立ち上げるか、一回立ち戻ってもらっても良いのではないのかと。そんな感覚を持っているわけです。

だから、これで今話が進み始めている第二小・第四中の話も、「ではこの流れでこういきましょう」というのは、私はそういう話よりも、それはスケジュールどおりいけば、それはそれで良いのだろうけれども、もう一回、何を目指しているのか、どういう教育を八王子市全体としてやっていくのか、そこら辺を議論するような、そんな学識者を集めたような検討会を立ち上げても良いのではないかと思っているんですが、委員の方々はどうですか。

伊東委員 今の教育長のお話、ごもっともだなというふうに思っておりまして、いず

みの森はこれで進めていく。これはこれで、しっかりとやっていただきたいと思いますけれども、今後さらに、第二、第三とつくっていく上で、やはり八王子市としてのコンセプトと言いますか、しっかりとしたものを持つということはとても重要で、やっぱりこの学校に学ぶ子どもはどんな力を育てるのかということなどを、やっぱり明らかにしていくということは非常に重要だと思うんですね。

先ほど、教科書採択の時にも笠原先生がお話をされましたけれども、あの質問というのは非常に当たり前のことで、例えば東京都教育委員会が中等教育学校5つ、それから附属中学校を5つつくって、10校が中等教育学校の前期課程をつくりましたが、その時には教科書採択は10校とも全部ばらばらにやっているんです。それは、なぜかというと、教科書をそれぞれの学校の設置の趣旨や、それから育成すべき資質といったものがそれぞれの学校の狙いがあるので、当然採択する教科書も違ってくると、そういう考え方であります。

なので、教科書採択は全然構わない、これで良いと思うんですけど、そういったことがあるくらい、カリキュラムというのは非常に重要なわけですね。つまり、骨格、コアの部分というのは、やはり教育課程の問題であるということで、やはり有識者会議といったようなものを立ち上げるとか、あるいは皆さんで、教育委員会とか総合教育会議でもっと議論するとか、いろいろなやり方あるかと思いますけれども、もう少し方向性を考えて、箱物優先ではなくて、やはりどういったものをつくるかということを前提に進めていただけると、ありがたいかなというのは痛感しているところです。

- 安間教育長 一言だけ申し上げておくと、公立なので東京都のように色々な学区域から通ってくる子とは違うので、八王子市の子どもとして一定のというのは必要だろうと思いますけれども、でもやっぱりおっしゃることはそのとおりだろうなと。
- 笠原委員 今の義務教育学校に関する考え方を、根本的なところをということの、ちょっとずれてしまうかもしれないんですけれども、今回、そういう状況の中でも、 先生たちが授業すらままならないということになってくると、本当に何を、先生方のよりどころも必要だと思うんですね。そういう意味でも、先生方が何をするための学校なのかということを出しておいていただくことによって、先生方がそのためには自分はこういうことができるというように、また発想も変わってくるのかなと

思っています。

ちょっと極端な話を申し上げて失礼かもしれない、余談みたいな話なんですけれ ど、私の親の世代は昭和一ケタ生まれの人たちで、もう亡くなっていますけど、小 学校でまともに授業を受けていません。戦時中でジャガイモやサツマイモばかり作 っていたと言われています。じゃあ、そんなにだめな人たちだったかというと、私 はそうは思っていなくて、立派に世の中を作り上げてくれた人たちだなと、そうい う世代の人たちだなと思っています。

だから、小学校の1年間、2年間、もしかしたらまともに授業ができないかもしれない。それが中学生かもしれない、受験生かもしれませんけれども、だからといって彼らの人生がだめになるわけでは全くないので、そこのところを学校の先生にも誇りを持って彼らを支えてもらえるような、そういった概念みたいなものがあったら、うれしいなと思いました。

安間教育長 他にございませんか。

斉藤指導担当部長 今後の第二小・第四中の義務教育学校化に向けては、今年度、第 二小・第四中を研究指定校として、1つの研究組織でこういった教育課程とか、義 務教育学校のあり方というのを独自研究していただこうと考えています。

今まで小中一貫校はそういう指定をしていたんですが、全く違う学校、1つの研究として取り組んだのは私たちも初めての取組ですので、そういったところから教員の意識も高めて、ボトムのところから教育課程、またどういう学校を作っていきたいのかというのを考えさせたいと思います。

また、その中に有識者の方にも来ていただいて、校内のほうでも研究を深めていく、そういったようなボトムのところからも何とか義務教育学校化ということについて、円滑に進めるような方策を私たちも取っていきたいと思っています。

安間教育長 それは正しい。だけれども、どうしてもボトムのほうから行っちゃうと、 具体的なこの時間割どうするの、どう組むのという、そういう話から来ちゃうから、 どちらかというと、今の議論というのはもうちょっと理念的な話もあったので、ぜ ひそこをマッチングして、今もその検討会の中に学識経験者も入ってというような 話があるんでしょうから、ぜひ総合的なことができるように、この場で大体みなさ んの御賛同がいただけたみたいなので、あせって第二小・第四中を早くしなくても いいですから。そこをしっかり固めるという作業を、ここ1年から、2年の中で、 ぜひ、今のことを念頭に事務局のほうで一回検討してみてください。建物のほうも、 設計のスケジュールや、そういう話があるのだろうけれど、やっぱり何を教育する のかということがあっての設計なんだろうと思いますから、改めて本質的に考えて、 今の意見を参考に、今後どうやって進めていくのかについての検討をお願いしたい と思います。

よろしゅうございますか。

それでは、義務教育学校について、重要な議論ができましたので、今回のことを もとに、もう一度事務局のほうで、今後の対応といったものを検討するということ で、報告として承らせていただきます。

安間教育長 以上で今回の審議を終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は機密性の高い案件であるため、関係者のみで審議を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席をお願いします。

また、学校教育部以外の管理職も御退席をお願いいたします。

再開は50分とさせていただきます。

【午前10時39分休憩】